

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しについて

1 処分を受ける事業者名等

事業者の名称	株式会社K s クリエイト
代表者の名称	代表取締役 数見 浩一
事業者の所在地	大分県大分市大字荏隈 3 1 9 番地の 8
事業所の名称	クリエイトワークステーション
事業所の所在地	大分県大分市大石町 1 丁目 4 - 1 組 数見ビル 1 階 2 階
事業所番号	4 4 1 0 1 0 4 1 9 6
サービス種類	就労継続支援 A 型
処分年月日	令和元年 6 月 2 1 日
指定取消年月日	令和元年 7 月 2 1 日

2 処分理由

訓練等給付費を不正に請求したため。  
(障害者総合支援法第 5 0 条第 1 項第 5 号に該当)

- ①必要な支援員等を配置せず、利用者に必要な訓練及び支援を行っていないにもかかわらず、利用者にサービスを提供したとして就労継続支援 A 型サービス費を請求したもの 4 0 9 件
- ②適正に支援員が配置されていない作業場所があるにもかかわらず、就労継続支援 A 型サービス費に加え加算される施設外就労加算を請求したもの 8 2 4 件

3 不正請求額

3, 0 4 0, 0 5 6 円